

四 選挙運動に関する収入支出の報告書記載要領

一 収支報告書（領収書その他の支出を証すべき書面の写し添付）の提出の時期

出納責任者は、公職の候補者の選挙運動に関してなされた寄附、その他の収入及び支出に関する事項を記載した報告書に領収書その他支出を証明する書面の写を添えて、次に掲げる期限までに県選管に提出しなければなりません。（法一八九）

なお、出納責任者、公職の候補者又は出納責任者と意思を通じて支出した者は、選挙運動に関するすべての支出について、支出の金額、年月日及び目的を記載した領収書その他支出を証明する書面をとらなければならないことになっており（法一八八）、これらの書面の写を作成したうえ報告書（記載例1）に添付しなければなりません。領収書その他支出を証明する書面をとることができない事情があつて写を作成することができない場合は、領収書等の写にかえて「領収書等を徴し難い事情があつた支出の明細書」（記載例2）又は「振込明細書に係る支出目的書」（記載例3）を添えなければなりません。

1 公示日の前日までと、公示日から選挙の期日まで及び選挙の期日経過後においてなされた寄附、その他の収入及び支出については、これを併せて精算して選挙の期日から十五日以内。

2 前項の精算届出後になされた寄附、その他の収入及び支出については、その寄附、その他の収入及び支出がなされた日から七日以内。

この報告書には、真実の記載がなされていることを誓う旨の文書を添えなければならないことになっていますが（法一八九3）、立候補の届出の際に付する「選挙運動費用収支報告書」の末尾に、その旨の誓約文がついていますから新たに添付する必要はありません。

この報告書は、前記の報告期限までに提出を怠つたり、あるいは虚偽の記入をしたときは、三年以下の禁錮又は五十万円以下の罰金に処せられることになっています。（法二四六）

二 帳簿及び書類の保存

出納責任者は、会計帳簿、明細書及び領収書その他支出を証明する書面を、選挙運動費用収支報告書の提出の日から三年間保存しなければなりません。（法一九一）

三 用語の意味と分類

1 収入

ここにいう「収入」とは、「金銭、物品その他の財産上の利益の收受、その收受の承諾又は約束をいう。」のであって、社会通念としての収入の考え方よりも広い意味をもっており、要するに実際に行われた金銭の收受だけでなく、收受の約束も収入になりますし、更に財産上の利益、つまり有形無形財

産の現実の取得と、その取得の承諾や約束、あるいはそれらのものを利用する利益の享受も収入とみられます。また、その収入が合法でも非合法のものであっても一切含まれます。(法一七九一)

例えば、自動車を借り上げた場合、本来ならばその債務として借上料を支払わなければならないのですが、厚意によって無料で借り受けたような場合には、その受けた利益を時価に見積り、その相当額を収入として寄附に含めなければなりません。

2 寄 附

公職選挙法においては、寄附をする者の立場から寄附の定義をしていますが、反対に寄附を受ける立場の公職の候補者あるいは出納責任者からみれば、その者の収入になります。要するに、「寄附」とは「金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付、その供与又は交付の約束で、党費、会費その他債務の履行としてなされるもの以外のもの。」をいいます。(法一七九二)

寄附も、これを受ける者の立場から見れば、収入の一種にはかならないのですが、一般の収入と寄附とを区別しているのは、寄附については、その寄附者の氏名を記入させ、運動資金の根源を選挙人に公開しようとするためです。

なお、公職の候補者は、個人から年間一五〇万円以内で寄附を受けることができますが、企業・労働組合等の団体(政治団体を除く。)からは、寄附を受けることができませんので注意してください。(政規法二一)

また、違法寄附を受けた者が、禁錮又は罰金刑に処せられたときは、一定の間、選挙権及び被選挙権を有しなくなることがあります。(政規法二六、二八)

少額の寄附(いわゆる「カンパ」)であっても、その寄附した者の氏名、住所及び職業並びに当該寄附の金額及び受領年月日を特定しない方法で受け取ることはできません。

3 支 出

選挙運動費用の規制の目的は、その収入を明らかにすることにもありますが、主たる目的は、選挙運動に関する支出金額を制限し、また、その具体的な内容を選挙人に公開することにあります。

(1) 「支出」とは、「金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付、その供与又は交付の約束をいう。」ものとされており、日常用いられている「支出」という言葉よりも広い意味をもっております。(法一七九三)

(2) 「選挙運動に関する支出」という場合は、選挙運動の支出という言葉よりも広い意味で、すなわち、立候補の準備行為や選挙運動の準備行為は選挙運動ではありませんが、このために要した費用は、選挙運動に関する支出として計上しなければなりません。

(3) 支出には、金銭の支出ばかりでなく財産的利益の消費も含まれることは収入の場合と同様です。
例えば、選挙事務所を無料で借りて使用したときは、寄附として収入に計上すると同時に、支出にも同額を計上しなければなりません。

4 花輪、供花、香典、祝儀等

1 から3までの「金銭、物品その他の財産上の利益」には、花輪、供花、香典又は祝儀として供与され、又は交付されるもの、その他これらに類するものを含むとされています。(法一七九4)

このような日常の社交に用いられるものであっても、いやしくも財産的価値のあるものはすべて「財産上の利益」に含まれますので、特に後述「五 寄附の禁止」に関しては、注意する必要があります。

四 運動費用に算入されない支出

選挙運動に関してなされた支出は、原則として全部法定費用に含めるべきですが、公職の候補者や出納責任者でない者の支出又はそれらの者と意思を通じないでした支出については、実質的に精算することができ得ないので、法定費用の中に含めることができないこととなるのはもちろんです。

これら選挙運動に関する支出でないのみならず、次のとおりになります。(法一九七)

- 1 立候補準備のためにした支出のうち

- (1) 公職の候補者となった者の支出でないもの
- (2) 出納責任者となった者の支出でないもの

- (3) 公職の候補者、出納責任者と意思を通じないで支出したもの

2 立候補届出後の支出のうち

- (1) 公職の候補者と意思を通じないで支出したもの
- (2) 出納責任者と意思を通じないで支出したもの

3 公職の候補者が乗用する車、船等のために要した支出

車、船は単なる例示で、要するに公職の候補者自身の乗物に要する費用は全部含めません。ただし、公職の候補者の自家用車であっても選挙運動員のみが使用するような場合は費用は算入されません。

4 選挙期日後において選挙運動の残務整理のために要した支出

支出の原因が選挙運動期間中に発生したものでなく、期日以後に発生したものに限りません。

したがって、選挙期日の公示の日で作成した選挙事務所の表示用看板の作成費を選挙期日以後に支払いをするような場合は、支払発生の原因が期日後でなく選挙期間中に発生したものですから費用計算に含めなければならないこととなります。

5 選挙運動に関し支払う国、地方公共団体の租税又は手数料(供託金を含む)。

6 候補者届出政党が行う選挙運動のために要した支出

7 選挙運動用自動車（船舶）の使用に要した支出

選挙運動用自動車及び船舶が走るための経費で、例えば、自動車及び船舶の借上料、ガソリン代、重油代、オイル代、修繕代、運転手並びに船員の備料、超過勤務手当、宿泊代及び食料料等ですが、自動車及び船舶につける法定のスピーカーの借料又は自動車に取りつける看板等に要する経費は選挙運動に関する支出となります。

五 その他

選挙運動員が、実費弁償としての鉄道賃、船賃、車賃又は宿泊料を受けない場合、これに相当する費用額等の措置は、実費弁償額を支出として計上すると共に、同一の額を寄附として収入に計上することに注意してください。（法一七九）

なお、このような事例として次のような場合があります。

- 1 労務者が、その報酬を辞退したとき
 - 2 応援弁士が、その実費弁償を辞退したとき
 - 3 選挙事務所を無償で提供されたとき
 - 4 選挙運動用自動車を無償で提供されたとき（この場合は収入だけを計上し、支出は計上する必要はありません。）
 - 5 印刷業者がポスター、葉書等を無償で印刷したとき
 - 6 運動員又は公職の候補者が無料で宿泊したとき
- 右の場合、いずれもその時価に見積った費用額を支出に計上し、その同一の額を寄附に計上してください。

六 報告書の記入の方法

出納責任者は、必ず定められた様式の会計帳簿（収入簿・支出簿）を備えつけ、選挙運動に関する一切の収入と支出を記載しなければならず、報告書にも会計帳簿と同一の記載をしなければなりません。（法一八五、規則第三十号様式、第三十一号様式）

1 収入の部

収入は、寄附とその他の収入の二つに分類して記載することとし、一件一万円を超えるものについては各件ごとに、一件一万円以下のものについては種別ごとに、各収入日における合計額を記載してください。

(1) 寄附その他の収入が金銭以外のものときは、「金銭以外の寄附及びその他の収入の見積の根拠」の欄に、その員数、金額、見積の根拠等を記載

してください。

- (2) 寄附のうち、金銭、物品、その他の財産上の利益の供与又は交付の約束があったときは、その約束の日の現在において記載することとし、その旨並びにその履行の有無及び年月日等を「備考」の欄に記載してください。
- (3) 「種別」の欄には、寄附金とその他の収入との区別を明記してください。
- (4) 自己資金又は自己の預金等を資金とする場合は、「その他の収入」とし、「寄附をした者」の欄を空欄として「備考」欄に「自己資金」と明記してください。

2 支出の部

- (1) 「立候補準備のために支出した費用」、「選挙運動のために支出した費用」に大きく分類して記載してください。
 - (2) 金銭を支出したときは、「金額又は見積額」の欄に記載してください。
 - (3) 財産上の義務を負担したり又は建物、船車馬、飲食物その他の金銭以外の財産上の利益を使用したり、又は消費したときは「金額又は見積額」の欄に時価に見積もった金額をその都度合計記載してください。ただし、次の(3)に注意してください。
 - (4) 支出が金銭以外の支出であるときは、「金銭以外の支出の見積の根拠」の欄にその員数、金額、見積の根拠等を記載してください。
 - (5) 「支出の目的」の欄には、支出の目的（謝金、人夫賃、家屋貸与、員数等を記載してください）。
 - (6) 「区分」の欄には、立候補準備のために支出した費用と、選挙運動のために支出した費用との区分を明記してください。
- 支出の科目

支出の科目は、次に掲げる十項目に分類することに規定されていますから、必ずこの科目に従ってください。

この収支報告書（会計帳簿）の記載の方式は、収支のバランスをとることが目的でなく、資金を公開することが主眼ですから、一般の会計の場合の記帳と違いますので十分注意してください。

- (イ) 人件費
- (ロ) 家屋費（①選挙事務所費 ②集合会場費等）
- (ハ) 通信費
- (ニ) 交通費
- (ホ) 印刷費
- (ヘ) 広告費
- (ト) 文具費

(チ) 食糧費

(リ) 休泊費

(ヌ) 雑費

イ 人件費

この費目には、事務員及び専ら選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者及び専ら要約筆記のために使用する者並びに労務者に対する報酬だけが計上されます。なお、「選挙運動従事者及び労務者に対する実費弁償の最高額及び報酬の最高額」は別表のとおりですから、これを超えることのないように注意してください。

また、運動員については、本来、自主的に公職の候補者のために運動するものであるとされ、有給運動員の制度は認められておりませんので、報酬を受けることはあり得ないことですし、また、報酬等を支給したときは、法第二二一条の買収、利害誘導罪が成立することになります。

したがって、運動員に対しては、単に運動のために使った費用、つまり、実費弁償としての鉄道賃、車賃、宿泊費、休泊費、食糧費だけとなり、これらの費用は人件費に含めるのではなく、それぞれの費目の中に分解されることになります。

ロ 家屋費

(イ) 選挙事務所費

選挙事務所費としては借上料があります。公職の候補者の自宅を事務所として使用した場合には、特にそのために購入した備品についてのみ計上することになります。なお、来客用自動車の駐車場のための借上料等は、雑費に入りますので注意してください。

(ロ) 集会会場費等

主として個人演説会会場の借上料等が入ります。

ハ 通信費

選挙運動のため使用することのできる葉書は、法一四二条による通常葉書（無料）のみに限られていますから、この費目に含まれるものは、選挙運動以外の事務連絡のための通信（電報電話、通常葉書）等に要する費用だけになります。

（手持の通常葉書の代金、印刷代金等は、公示前の通信費、印刷費等の費用として経理してください。）

なお、電話については、その架設費は選挙事務所費に、通話料はこの費目に含まれます。

ニ 交通費

交通費は、選挙運動員、事務員及び労務者の電車賃、汽車賃、バス賃並びにハイヤー、タクシーの借上料又は乗車賃等をいいます。

ホ 印刷費

印刷費としては、選挙運動のために使用するポスター、ビラ及び葉書の印刷費がその主たるものとなります。

へ 広告費

印刷費中に含まれない文書図画、すなわち看板、ちょうちん、たすき等の製作費及び拡声機の借上料等が該当します。

ト 文具費

筆、紙、墨、その他選挙事務所における事務のために使用した消耗品等です。

チ 食糧費

湯茶及びこれに伴い通常用いられる程度の菓子の提供に要した費用及び法律上許された運動員、労務者に対して提供する弁当の調製に要した費用等です。

リ 休泊費

休泊費の内容は、休憩費と宿泊費を含めた意味です。

ヌ 雑費

雑費には「イ 人件費」から「リ 休泊費」までに掲げた費目に計上されないものが入ります。例えば、光熱水費等がこれに含まれます。

また、看板の作製については、看板屋に請け負わせた場合には費用の全部が広告費に入りますが、材料を提供して労務者に作らせた場合には、労務者に要する費用は人件費に、トタン、布又は木材は雑費に、ペンキ、筆、墨等は文具費というように分解して計上されることとなります。

3 公営制度の取扱い

選挙運動用通常葉書、選挙運動用ビラ、選挙運動用立札・看板及び選挙運動用ポスターの作成費については、公費負担となった場合でも選挙運動費用に算入されます。したがって収入については計上しませんが、支出については計上する取扱いとなりますので注意してください。